

2019年8月7日

内閣総理大臣
安倍晋三様



本年の人事院勧告・報告等に関する要求書

常日頃、公務員労働者の待遇改善にご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、人事院は本日、月例給を0.09%、387円引き上げ、一時金の支給月数を0.05月引き上げる給与に関する勧告・報告を行うとともに、公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行いました。

本年の給与改定に関する勧告は、人事院勧告が労働基本権制約の代償措置であることや民間企業や造幣局、印刷局の春季交渉結果を踏まえたものであることに加えて、賃上げによる経済の好循環を図るためにも、勧告通り実施すべきものと考えます。

長時間労働の是正については、本年4月から新たな制度のもとで取組が進められていますが、国家公務員の超過勤務が確実に縮減されるよう、労使がともに責任をもって取り組んでいくことが強く求められています。

また、段階的な定年引上げについては、昨年の人事院の意見の申出から、すでに一年が経過するもと、着実かつ確実な早期実施が喫緊の課題となっています。

貴職におかれましては、公務員労働者が意欲を持って職務に精励し、国民の期待に応えられるよう、下記事項の実現に向けて最大限努力されることを要求します。

記

1. 本年の給与改定勧告について、勧告通り実施する閣議決定を行い、所要の法案を国会に提出すること。
2. 定年引上げについて、早期に着実かつ確実に実施すること。

以上